

石川町投・開票所秩序保持方針

石川町選挙管理委員会

石川町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所及び開票所の秩序保持に関する方針を、公職選挙法（以下「法」という。）第58条から第60条（法第74条及び第85条の準用規定を含む。）及び第69条の規定のほか、以下のとおり定めるものとする。

1 秩序保持の義務

(1) 投・開票所においては静粛に努め、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない。

(2) 投・開票所内における撮影・録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。

ただし、委員会（他自治体の選挙管理委員会を含む）が投・開票所の管理運営・手法の研究の必要上自ら撮影・録音する場合及び委員会に届け出があった報道機関については報道倫理に則り当該行為を行うことができる。

なお、委員会、投票管理者又は選挙長（開票管理者）が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

2 開票（選挙）参観人に関する事項

(1) 参観できる者は次に掲げる者とし、参観にあたっては選挙長（開票管理者）の指示に従うこと。

①石川町の選挙人名簿に登録されている者

②委員会に届け出た報道機関

③他自治体の選挙管理委員会

(2) 参観席は指定された範囲とし、必要があれば参観人に制限を設けるものとする。

(3) 開票作業中は静粛にし、大声・奇声を発する等開票作業の妨げとなる行為をしてはならない。

(4) その他、円滑な開票事務の妨げとなる一切の行為をしてはならない。

3 秩序保持のための処分等

(1) 秩序を乱す行為があると投票管理者・選挙長（開票管理者）が判断した場合は、当該行為者に対し当該行為を中止するよう命じる。

(2) 当該行為者が中止の命令に従わない場合は、投票管理者・選挙長（開票管理者）は同行為者に対し退出を命じる。

(3) 上記措置をとった後においても、なお、秩序を保持し難いような場合は、投票管理者・選挙長（開票管理者）は、警察官への処分請求を行う。